

東大阪市東部大阪都市計画高井田中一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則

平成29年3月31日東大阪市規則第21条  
最終改正 令和元年6月28日東大阪市規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市東部大阪都市計画高井田中一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成29年東大阪市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表の市長が定める工場)

第2条 条例別表ア項第1号及びイ項第1号の市長が定めるものは、工場において発生する騒音及び振動が、別表に掲げる基準に適合する工場とする。ただし、市長が必要と認める場合にあつては、条例第1条に規定する高井田中一丁目地区地区計画に定める範囲内において、同表の基準を緩和して適用することができる。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	数値
騒音	55デシベル以下
振動	60デシベル以下

備考

- この表において「デシベル」とは、騒音にあつては計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位を、振動にあつては同表に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 騒音の測定については、次に定めるところによる。
  - 騒音の測定は、計量法第71条に規定する条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い

動特性（FAST）を用いるものとする。

(2) 測定場所は、工場の敷地境界線上とすること。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。

(3) 騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格Z8731に定める騒音レベル測定法によるものとし、騒音の大きさの決定は次のとおりとすること。

ア 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とすること。

イ 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とすること。

ウ 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とすること。

エ 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値を最大値の90パーセントレンジの上端の数値とすること。

3 振動の測定については、次に定めるところによる。

(1) 振動の測定は、計量法第71条に規定する条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は、鉛直振動特性を用いることとすること。

(2) 測定場所は、原則として工場の敷地境界線とすること。

(3) 振動の測定方法は、日本産業規格Z8735に定める振動レベルの測定方法によるものとし、振動の大きさの決定は、次のとおりとすること。

ア 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とすること。

イ 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とすること。

ウ 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とすること。